

京都市学校職員の職名及び補職名に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市教育委員会

教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第10号

京都市学校職員の職名及び補職名に関する規則の一部を改正する規則

京都市学校職員の職名及び補職名に関する規則の一部を次のように改正する。

常勤職員の表中

「

京都市立学校長	京都市立〇〇学校長
	京都市立〇〇幼稚園長 京都市立〇〇高等学校准校長

」

を

「

京都市立学校長	京都市立〇〇学校長
	京都市立〇〇幼稚園長

」

に、「京都市立〇〇総合支援学校(本校)(分校)副教頭」を「京都市立〇〇総合支援学校副教頭」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)